

金融再生に向けた動きの現状と課題

日本銀行金融研究所 鮎瀬典夫

< 報告要旨 >

1. はじめに

本報告では、金融再生に向けた動きの現状と課題に関し、企業・産業の再生にかかわる環境整備、金融機関の自己資本の充実を巡る議論、の2つの観点に絞って見ていく。なお、言うまでもないことではあるが、本報告の見解はすべて報告者個人のものであり、報告者の所属する組織の公式見解を示すものではない。

2. 企業・産業の再生にかかわる環境整備

私的整理や法的再建手続に関する制度的枠組みについては、「私的整理ガイドライン」の策定や法的再建手続の使い勝手を高める立法措置など、制度整備が進められてきている。しかし、これまでのところは、それらは必ずしも十分には使いこなされていないようである。他方、最近、内外のいわゆる企業再生ファンドの活動が一段と活発化しており、また各金融機関における企業再生関連業務の体制整備も急速に進んできたといわれている。

そうした中で設立された産業再生機構には、いわゆるメイン寄せを求める動き等によって民間のビジネス・ベースでの解決が難しい案件について、中立的な立場から企業再生を促進するが期待されている。産業再生機構は、民間のビジネス・チャンスを奪うようなことがあってはならず、あくまでも触媒的な作用を果たすべきである。また、産業再生機構は、もともと時限的な機関と位置付けられており、企業や金融機関における法的再建手続の活用等に関して、あるべき姿が実現するまでの、「中継ぎ役」とみることができる。

3. 金融機関の自己資本の充実を巡る議論

金融機関の自己資本に関連して、繰延税金資産のあり方について考えてみると、銀行監督において、繰延税金資産の資本性をどのように考えるかは、会計上の問題とは別の、政策的判断を要する問題である。ただ、いずれにせよ、計上された繰延税金資産の資産性を適切に実現し、さらに自己資本の積上げを図っていくうえでは、各金融機関が収益力の拡充に努めることが重要である。また、繰延税金資産に関する情報開示の拡充を図ることは、金融機関に対する市場規律を強化するうえで適切な措置であると考えられる。

りそな銀行への公的資本注入を巡っては、同行は実質的に債務超過ではなかったのか、従来の株主が保護されたことによりモラルハザードが発生しているのではないかと、といった批判がある。しかし、そもそも、継続企業の実質的な自己資本がどれだけかを見極めることは、容易ではないと思われる。また、仮に、実際に採られた措置以外の措置が採られたとした場合に、金融システムにどのような影響が生じたかを検証することも困難である。

いずれにしても、システミックリスクの発現のおそれに対しては、銀行監督当局・中央銀行は、危険な賭けに出ることはできないものとする。

また、金融審議会のワーキンググループ等で議論されている新たな公的資本増強制度の要否については、これを導入すべきとする立場に賛成したい。金融再生に向けては、監督上の最低自己資本に止まらず、各金融機関の特性に応じた積極的な業務展開を支えるエコノミック・キャピタルを確保させることが必要である。しかし、現状、金融機関は、金融・資本市場において、情報の非対称性が極めて大きい状況に置かれており、当面、自力での資本調達は難しいと考えられる。また、預金保険法第 102 条の存在を考えると、当面、同条による措置の対象とはならない健全金融機関に対しても、別途、公的資本増強を求める道を開いておくほうが、公平であると思われる。

4．おわりに

企業・産業の再生とそれを梃子とした金融再生を進展させていくためには、各金融機関が更にもう一步踏み込んだ対応を行っていく必要があるのではないかと。そして、その前提として、各金融機関は自己資本をさらに充実させる必要があり、そのためには、当面、自己資本充実に対する公的サポートの必要性も考えていかざるを得ないのではないかと。

また、やや長い目で見た場合、わが国の金融再生が成功するためには、これまでともすると前面に出過ぎてきた感のある公的主体が、スムーズに後ろへ退き、民間の主体的な対応へとうまくつないでいくことが重要であろう。当面は、公的サポートを行わざるを得ない事柄が残るとしても、金融再生のために必要な対応は、本来は、民間が自己の創意工夫によって取り組んでいくべきものである。公的主体が前面に出た状況が必要以上に長く続くことは、わが国の金融再生を成功させていくうえで、決して適当ではないと思われる。